

**杉並区立小学校における重大事態の調査結果での再発防止策の提言を受けた
杉並区教育委員会及び杉並区立学校の取組について**

杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び杉並区立学校（以下「区立学校」という。）は、杉並区いじめ問題対策委員会による杉並区立小学校における重大事態の調査結果での再発防止策の提言を受けて、以下の取組を実施します。

- 1 区立学校は、いじめに関連した児童・生徒が特別な教育的支援を受けている場合、または必要とする場合には、保護者のほか、医療や福祉などの関係機関と連携するなどして、特性等について理解を深める取組を行う。その際、特別支援教育の校内委員会を中心として、児童・生徒に対する適切な指導や必要な支援を検討し、特別支援教育に関する部署との連携を図りながら、組織的な支援体制を構築する。また、児童・生徒への支援状況については校内で適切に共有する。

教育委員会は、保護者や学校からの相談に対し、いじめ防止の観点とともに、その事案に係る児童・生徒の行動特性等について多角的な視点で捉えた上で、学校と関係機関との連携が適切に図られ、必要な支援策が講じられるように支援する。

- 2 教育委員会は、教職員がいじめ防止対策推進法（以下「法」という。）等に対する理解を深め、初期対応や学校全体での組織的対応が確実に実行され、これらが重要であることの認識が図られるよう、教員の職層別研修や動画による研修などの充実に努める。また、記録の作成や共有が適切になされるように、区立学校を支援する。

区立学校は、児童・生徒に対して、法に定義されている「いじめ」に関する理解が促進されるようにいじめを防止・根絶していくことを目指した計画的・定期的な授業を行うとともに、教職員の研修を定期的実施する。

- 3 区立学校は、策定した「学校いじめ防止基本方針」の内容を年度当初の学校いじめ対策委員会で確認した上で、スクールカウンセラーの勤務日に合わせて同委員会を開催することや、スクールソーシャルワーカーの派遣依頼を行うなど、日頃からいじめ防止対策に向けた組織的な対応を行う。

教育委員会は、保護者等から相談を受けた場合は、いじめ事案である可能性を法やガイドラインの定義に基づき、学校と協議して総合的に判断し、連携した対応を行っていく。

- 4 区立学校は、道徳授業等の充実に図り、互いの個性を認め合えるような指導を行うなど、児童が「いじめをしない・させない・許さない」という主体的な意識を醸成させる教育・指導を行い、日常的に多様性を受容できる学級経営に努める。

教育委員会は、このような児童が主体的な意識を醸成させるための実践的な取組について、他校事例の共有をするなどして、継続的に支援していく。

- 5 上記のほか、これまでの「杉並区立小学校における重大事態の調査結果での再発防止策の提言を受けた杉並区教育委員会及び杉並区立学校の取組について」で実施することとした取組を行っていく。